

特定非営利活動法人 アレルギー支援ネットワーク定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク (Allergies Support Network 略称ASN) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本国民に対して、アレルギー疾患などに関する問題解決およびその患者支援に関する事業を行い、もってすべての国民の健康で快適な生活に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①アレルギー患者と家族、患者会などのグループ活動、自治体等のアレルギー諸施策などを支援する事業
- ②アレルギー疾患などに関する科学的知識、生活情報など国民への普及啓発および交流事業
- ③アレルギー疾患などの問題解決のための医療、食品、環境等に関する調査、研究およびその支援事業
- ④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業
- ⑤アレルギー患者と家族の方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の開発・普及、購入・販売等の事業

(2) その他の事業

- ①関連商品等を広く国民に販売する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的実現のため、第5条による事業活動の管理・運営に参加する個人および団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、アレルギーなど関連商品や情報などのサービス提供を受ける個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の活動に貢献し、この法人が特別会員と認めた個人
- (4) 法人（賛助）会員 この法人の目的に賛同し、協力を行う個人及び団体（法人）

2 本法人に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- (2) 顧問は本法人の運営等に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- (3) 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、法人の活動を営利目的や宗教目的に利用しないこと。
- 2 正会員、一般会員、法人（賛助）会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を別に定める納期から1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7人以上15人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長および副理事長はこの法人を代表し、理事長はその業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 事務局長は理事長の指示にしたがって法人の経常的事務を遂行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後1事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選出された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ、又は、電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等（一人若しくは一団体あたり一票）なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ、又は、電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 特別会員および一般会員、顧問、職員は総会に参加し、議長の許しを得て発言できるが、議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印または署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ、又は、電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面ファクシミリ、又は、電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 5 正会員および特別会員、顧問、職員は理事会に参加し、議長の許しを得て、発言することができるが、議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名・押印または署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 削除

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決議した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 須藤 千春（中部大学応用生物学部教授）
副理事長 小川 雄二（名古屋短期大学教授）
理事 伊藤 浩明（愛知県小児保健医療総合センターアレルギー科医長）
同 岡本 光生（一級建築士、(有)快適空間研究所代表取締役）
同 橋本 宏一（あすのかながわを築く生活運動協議会 理事）
同 渡邊 秀夫（有）日革研究所取締役会長）
同 澤柳 京子（栄養士・浜松アトピーの会代表）
同 青木 好子（元池内わらべ保育園調理師）
同 園木 紀子（春日井ウィズ' s の会代表）
同 中西 里映子（岡崎アレルギーの会代表）
同 栗木 成治（自治体職員）
監事 長谷川 勝彦（あいち労働協同事業団代表理事）
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員個人 入会金 免除、年会費 5,000円(5年継続後は免除)

正会員団体 入会金 免除、年会費 一口 5,000円(一口以上)

但し、アレルギー(親)の会は経済的その他の理由により理事会の議を経て年会費の減免を受けることができる。

又、正会員団体の一口以上とは、正会員の資格要件として一口を納めれば十分であり、かつ、口数によって待遇等に差が生じることはないという意味である。

(2) 法人(賛助)会員 入会金免除、年会費 一口 10,000円(一口以上)

(3) 特別会員 入会金・年会費免除

(4) 一般会員 入会金 2,000円、個人年会費 3,000円、
団体年会費 3,000円

アレルギー(親)の会会員は本人申請をもって理事会に報告の上、会費等を減免する事が出来る。

7 この定款は、2007年5月11日から施行する。

8 この定款は、2012年5月20日から施行し、2012年4月1日から適用する。

9 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(2012年10月24日)から施行する。

10 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(2015年10月13日)から施行する。

11 この定款は、2017年5月21日から施行する。

12 この定款は、名古屋市長の認証を受けた日(●年●月●日)から施行する。

認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク

2025年度（令和7年度） 事業計画書

I. 事業実施の方針

- ① 組織・財政の基盤強化をする。
- ② 「アレルギー大学事業」および「医療機関における患者家族への食事指導事業」を基盤事業として発展させる。

II. 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

- ①アレルギー患者と家族、患者会などのグループ活動、自治体等のアレルギー諸施策などを支援する事業
各地で行われる「アレルギーの会」の交流会、講演会、ホームページなどを通してアレルギーに関する科学的知識の普及啓発及び交流を行う。

1) アレルギーの患者およびその家族の支援事業

(ア) 事業内容

- ① 既存の会の活動を支援する。各地の患者会の会場での交流会や定例会開催のための支援、インターネットを活用した(ZOOM)交流会の開催、および新規患者会の設立支援をする。
- ② 「東海アレルギー連絡会」の事務局として、東海アレルギー連絡会の目的である「アレルギーなどの問題解決に関する活動」を行う。給食問題などアレルギー施策の向上をめざし、各地のアレルギーの会と協働して、自治体や諸団体への普及啓発活動や、平常時の災害対策活動と災害時の相互支援活動を行う。
- ③ アレルギーの会を支えるリーダーのスキルアップを図るため、アレルギー大学に参加する会のリーダーおよびリーダー候補（各会3人以内/年）の受講費を免除する。
- ④ 事務局スタッフのスキルアップをはかるため、学会や研究会等に参加をする。
- ⑤ 「アレルギーっ子のフェア」を会場で開催する。（助成金の申請をする）

2) 地域におけるアレルギー対策推進事業

(ア) 事業内容

- ①自治体などからの受託事業として、アレルギー患者家族の支援を行う。
 - i) 愛知県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応に関する検討委員会」の委員を務める。
 - ii) 蒲郡市教育委員会「食物アレルギー対応給食検討委員会」の委員を務める。
 - iii) 西尾市教育委員会「アレルギー対応委員会」の委員を務める。
 - iv) 愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会の委員を務める。
 - v) 愛知郡東郷町「東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員会」の委員を務める。
 - vi) 北名古屋市給食センター運営委員会の委員を務める。
 - vii) 名古屋市公害保健課「ぜん息児のためのプログラム(未就学児・小学生)」の交流会の運営を務める。
 - viii) 愛知県防災危機管理課「愛知県防災会議」の委員を務める。
- ②アレルギー大学修了生に対して地域や職場などへのアレルギー対策の普及啓発活動ができるように支援をする。
 - i) 人材のスキルアップと組織化を図る。
 - ii) 食物アレルギーマイスターおよびサポーターに対して、年に2回程度の会議を開催し、地域や職場などにおける患者支援に関する取り組みの報告と検討をする。

3) 情報の提供

(ア) 事業内容

- ① ホームページの情報の更新をする。
- ② Facebook、Instagram 等、SNS を活用して定期的に活動報告をする。
- ③ メールマガジンを2カ月に1回配信する。

4) アレルギー相談事業

(ア) 事業内容

① E-mailや電話による相談

ホームページなどの閲覧者や園や学校などから、Eメールや電話によるアレルギーなどの相談に対して各分野の専門家などによるアドバイス活動を行う。

④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業

(ア) 事業内容

- ① 各地のアレルギーの会が、平常時から自助・共助・公助の仕組みを作っておくためのサポートをする。
- ② 緊急時(災害時)のおねがいカードの普及をする。
- ③ 学会や災害ボランティアなどの団体と協同する。
- ④ 大規模災害に備え平常時からの啓発活動を行う。

①の1) 2) 3) 4)、④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業を総合的に企画運営する。

- (イ) 実施予定日時及び場所 随時
(ウ) 従事者の予定人数 6人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数
(オ) 収入見込み額 ￥ 800 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥ 2,573 (千円)

②アレルギー疾患などに関する科学的知識、生活情報など国民への普及啓発および交流事業

1) 講演会・講習会などの開催および講師派遣事業

(ア) 事業内容

- ①アレルギーなどに関わる科学的知識や実生活に役立つ情報を広げる講演会や講習会などをWebで行う。
- ②自治体や企業等からの依頼に応じ講師(アレルギー専門医・管理栄養士など)を派遣する、又はWeb講座を行う。
- ③各地のアレルギーの会が主催する講演会に協力する。

- (イ) 実施予定日時及び場所
(ウ) 従事者の予定人数 7人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 不特定多数を対象。
(オ) 収入見込み額 ￥ 3,630 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥ 4,042 (千円)

2) 専門職の育成支援「アレルギー大学」事業

(ア) 事業内容

①「アレルギー大学」

愛知、沖縄 にてインターネット講座及び対面講座を開講する。
沖縄は「沖縄アレルギーゆいまーの会」が独立採算で運営する。

②「アレルギー大学ベシックプログラム」

栄養士や保育士養成校などの学生を対象に、名古屋短期大学において対面型で開講する。

③企業においてアレルギー大学・インターネット講座を開講する。

- (イ) 実施予定日時及び場所 2025年6月～2026年2月 全国
(ウ) 従事者の予定人数 6人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数
(オ) 収入見込み額 ￥14,000 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥9,500 (千円)

3) 医療機関における患者家族への食事指導事業

(ア) 事業内容

医療機関と契約を結び栄養・食事指導及び食物負荷試験の介助を行う。

従事者育成のため、随時あいち小児保健医療総合センターアレルギー科での研修を行う。

指導は、アレルギー大学を修了、またはそれに相当する管理栄養士で、常勤2名、非常勤5名が担当する。

年1回「食事指導運営会議」を開催し、指導件数・食事指導後アンケート調査結果の報告等をし、医師からの要望や改善提案など、意見交換をする。

(イ)実施予定日時及び場所：契約先医療機関 月1～5回

(ウ)従事者の予定人数：7人

(エ)受益対象者の範囲及び予定人数：医療機関受診患者・患者家族 多数

(オ)収入見込み ￥5,000(千円)

(カ)支出見込み ￥3,300(千円)

③アレルギー疾患などの問題解決のための医療、食品、環境等に関する調査、研究およびその支援事業

1) 自主研究事業 今年度は実施しない。

2) 共同研究事業

① 外食産業調査研究事業(名古屋学芸大学との共同事業)

(ア)事業内容

名古屋学芸大学(和泉教授)と協同でおこなった外食産業の実態調査をもとに作ったマニュアルを、ホテル・旅館等で汎用できる内容にし、広く活用をしてもらう。また個別依頼にも対応していく。

(イ)実施予定日時及び場所 随時、事務所

(ウ)従事者の予定人数 3人

(エ)受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数

(オ)収入見込み額 学芸より支給 (千円)

(カ)支出見込み額 (千円)

3) 受託事業

(ア)事業内容

① 企業などより依頼を受け、アレルギー患者家族に対し、インタビュー、ヒアリング、アンケート等を実施する。

② 企業などより依頼を受け、セミナーなどの開催を手伝う。

③ ひやりはっと事例集の事例収集を行う。

(イ)実施予定日時及び場所 随時

(ウ)従事者の予定人数 1人

(エ)受益対象者の範囲および予定人数 随時

(オ)収入見込み額 ￥500(千円)

(カ)支出見込み額 ￥790(千円)

⑤アレルギー患者と家族の方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の開発・普及、購入・販売等の事業

(ア)事業内容

定款第三条「この法人は、日本国民に対して、アレルギー疾患などに関する問題解決およびその患者支援に関する事業を行い、もってすべての国民の健康で快適な生活に寄与することを目的とする。」を達成するため、アレルギーなどの方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の普及、販売等の事業をおこなう。

「学童保育指導員のためのアレルギー対応のてびき」(改訂版)の出版をする。

(イ)実施予定日時及び場所 随時、事務所

(ウ)従事者の予定人数 6人

(エ)受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数

(オ)収入見込み額 ￥3,500(千円)

(カ)支出見込み額 ￥5,500(千円)

2. その他の事業

関連商品等を広く国民に販売する事業のみとし、その他の事業は行わない。

認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワーク

2026年度（令和8年度） 事業計画書

I. 事業実施の方針

- ① 組織・財政の基盤強化をする。
- ② 「アレルギー大学事業」および「医療機関における患者家族への食事指導事業」を基盤事業として発展させる。

II. 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

①アレルギー患者と家族、患者会などのグループ活動、自治体等のアレルギー諸施策などを支援する事業

(1) 情報の普及・啓発・交流事業

各地で行われる「アレルギーの会」の交流会、講演会、ホームページなどを通してアレルギーに関する科学的知識の普及啓発及び交流を行う。

1) アレルギーの患者およびその家族の支援事業

(ア) 事業内容

- ① 既存の会の活動を支援する。各地の患者会の会場での交流会や定例会開催のための支援、インターネットを活用した(ZOOM)交流会の開催、および新規患者会の設立支援をする。
- ② 「東海アレルギー連絡会」の事務局として、東海アレルギー連絡会の目的である「アレルギーなどの問題解決に関する活動」を行う。給食問題などアレルギー施策の向上をめざし、各地のアレルギーの会と協働して、自治体や諸団体への普及啓発活動や、平常時の災害対策活動と災害時の相互支援活動を行う。
- ③ アレルギーの会を支えるリーダーのスキルアップを図るため、アレルギー大学に参加する会のリーダーおよびリーダー候補（各会3人以内/年）の受講費を免除する。
- ④ 事務局スタッフのスキルアップをはかるため、学会や研究会等に参加をする。
- ⑤ 「アレルギーっ子のフェア」を会場で開催する。（助成金の申請をする）

2) 地域におけるアレルギー対策推進事業

(ア) 事業内容

- ①自治体などからの受託事業として、アレルギー患者家族の支援を行う。
 - i) 愛知県教育委員会「学校給食における食物アレルギー対応に関する検討委員会」の委員を務める。
 - ii) 蒲郡市教育委員会「食物アレルギー対応給食検討委員会」の委員を務める。
 - iii) 西尾市教育委員会「アレルギー対応委員会」の委員を務める。
 - iv) 愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会の委員を務める。
 - v) 愛知郡東郷町「東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員会」の委員を務める。
 - vi) 北名古屋市給食センター運営委員会の委員を務める。
 - vii) 名古屋市公害保健課「ぜん息児のためのプログラム(未就学児・小学生)」の交流会の運営を務める。
 - viii) 愛知県防災危機管理課「愛知県防災会議」の委員を務める。
- ②アレルギー大学修了生に対して地域や職場などへのアレルギー対策の普及啓発活動ができるように支援をする。
 - i) 人材のスキルアップと組織化を図る。
 - ii) 食物アレルギーマイスターおよびサポーターに対して、年に2回程度の会議を開催し、地域や職場などにおける患者支援に関する取り組みの報告と検討をする。

3) 情報の提供

(ア) 事業内容

- ① ホームページの情報の更新をする。
- ② Facebook、Instagram 等、SNS を活用して定期的に活動報告をする。
- ③ メールマガジンを2カ月に1回配信する。

4) アレルギー相談事業

(ア) 事業内容

① E-mailや電話による相談

ホームページなどの閲覧者や園や学校などから、Eメールや電話によるアレルギーなどの相談に対して各分野の専門家などによるアドバイス活動を行う。

④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業

(ア) 事業内容

- ① 各地のアレルギーの会が、平常時から自助・共助・公助の仕組みを作っておくためのサポートをする。
- ② 緊急時(災害時)のおねがいカードの普及をする。
- ③ 学会や災害ボランティアなどの団体と協同する。
- ④ 大規模災害に備え平常時からの啓発活動を行う。

①の1) 2) 3) 4)、④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業を総合的に企画運営する。

- (イ) 実施予定日時及び場所 随時
(ウ) 従事者の予定人数 6人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数
(オ) 収入見込み額 ￥ 800 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥ 2,600 (千円)

②アレルギー疾患などに関する科学的知識、生活情報など国民への普及啓発および交流事業

1) 講演会・講習会などの開催および講師派遣事業

(ア) 事業内容

- ①アレルギーなどに関わる科学的知識や実生活に役立つ情報を広げる講演会や講習会などをWebで行う。
- ②自治体や企業等からの依頼に応じ講師(アレルギー専門医・管理栄養士など)を派遣する、又はWeb講座を行う。
- ③各地のアレルギーの会が主催する講演会に協力する。

- (イ) 実施予定日時及び場所
(ウ) 従事者の予定人数 7人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 不特定多数を対象。
(オ) 収入見込み額 ￥ 3,010 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥ 2,900 (千円)

2) 「アレルギー大学」事業

(ア) 事業内容

①「アレルギー大学」

愛知、沖縄 にてインターネット講座及び対面講座を開講する。
沖縄は「沖縄アレルギーゆいまーの会」が独立採算で運営する。

②「アレルギー大学ベーシックプログラム」

栄養士や保育士養成校などの学生を対象に、名古屋短期大学において対面型で開講する。

③ 企業においてアレルギー大学・インターネット講座を開講する。

- (イ) 実施予定日時及び場所 2026年6月～2027年2月 全国
(ウ) 従事者の予定人数 6人
(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数
(オ) 収入見込み額 ￥14,000 (千円)
(カ) 支出見込み額 ￥9,650 (千円)

3) 医療機関における患者家族への食事指導事業

(ア) 事業内容

医療機関と契約を結び栄養・食事指導及び食物負荷試験の介助を行う。

従事者育成のため、随時あいち小児保健医療総合センターアレルギー科での研修を行う。

指導は、アレルギー大学を修了、またはそれに相当する管理栄養士で、常勤2名、非常勤5名が

担当する。

年1回「食事指導運営会議」を開催し、指導件数・食事指導後アンケート調査結果の報告等をし、医師からの要望や改善提案など、意見交換をする。

(イ) 実施予定日時及び場所：契約先医療機関 月1～5回

(ウ) 従事者の予定人数：7人

(エ) 受益対象者の範囲及び予定人数：医療機関受診患者・患者家族 多数

(オ) 収入見込み ￥5,000 (千円)

(カ) 支出見込み ￥3,300 (千円)

③アレルギー疾患などの問題解決のための医療、食品、環境等に関する調査、研究およびその支援事業

1) 自主研究事業 今年度は実施しない。

2) 共同研究事業

① 外食産業調査研究事業（名古屋学芸大学との共同事業）

(ア) 事業内容

名古屋学芸大学（和泉教授）と協同でおこなった外食産業の実態調査をもとに作ったマニュアルを、ホテル・旅館等で汎用できる内容にし、広く活用をしてもらう。また個別依頼にも対応していく。

(イ) 実施予定日時及び場所 随時、事務所

(ウ) 従事者の予定人数 3人

(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数

(オ) 収入見込み額 学芸より支給 (千円)

(カ) 支出見込み額 (千円)

3) 受託事業

(ア) 事業内容

① 企業などより依頼を受け、アレルギー患者家族に対し、インタビュー、ヒアリング、アンケート等を実施する。

② 企業などより依頼を受け、セミナーなどの開催を手伝う。

③ ひやりはっと事例集の事例収集を行う。

(イ) 実施予定日時及び場所 随時

(ウ) 従事者の予定人数 1人

(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 随時

(オ) 収入見込み額 ￥500 (千円)

(カ) 支出見込み額 ￥790 (千円)

⑤アレルギー患者と家族の方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の開発・普及、購入・販売等の事業

(ア) 事業内容

定款第三条「この法人は、日本国民に対して、アレルギー疾患などに関する問題解決およびその患者支援に関する事業を行い、もってすべての国民の健康で快適な生活に寄与することを目的とする。」を達成するため、アレルギーなどの方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の普及、販売等の事業をおこなう。

(イ) 実施予定日時及び場所 随時、事務所

(ウ) 従事者の予定人数 6人

(エ) 受益対象者の範囲および予定人数 会員および一般患者・家族 多数

(オ) 収入見込み額 ￥3,500 (千円)

(カ) 支出見込み額 ￥4,600 (千円)

2. その他の事業

関連商品等を広く国民に販売する事業のみとし、その他の事業は行わない。

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
一般会員受取入会金	2,000		
一般会員(団体)入会金	0		
正会員(個人)受取会費	60,000		
正会員(団体)受取会費	95,000		
法人会員受取会費	1,600,000		
一般会員受取会費	66,000		
一般団体受取会費	33,000	1,856,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	4,800,000	4,800,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	1,142,000	1,142,000	
4 事業収益			
①アレルギー患者と家族、患者会などのグループ活動、自治体等のアレルギー諸施策などを支援する事業収益			
④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業収益			
アレルギーの会支援事業収益	800,000		
②アレルギー疾患などに関する科学的知識、生活情報など国民への普及啓発および交流事業収益			
講師派遣事業収益	3,630,000		
アレルギー大学事業収益	14,000,000		
食事指導事業収益	5,000,000		
③アレルギー疾患などの問題解決のための医療、食品、環境等に関する調査、研究およびその支援事業収益			
調査研究事業収益	500,000		
⑤アレルギー患者と家族の方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の開発・普及、購入・販売等の事業収益			
物品販売事業収益	3,500,000	27,430,000	
5 その他収益			
受取利息	20,000		
雑収入	11,616	31,616	
経常収益計			35,259,616
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	17,500,000		
人件費計	17,500,000		
(2)その他経費			
期首商品棚卸高	2,523,616		
当期商品仕入高	500,000		
合計	3,023,616		
期末商品棚卸高	1,000,000		
売上原価	2,023,616		
助成金事業経費	1,142,000		
アレルギーの会支援事業経費	2,000,000		
講師派遣事業経費	400,000		
アレルギー大学事業経費	2,000,000		
食事指導事業経費	300,000		
調査研究事業経費	40,000		
物品販売事業経費	300,000		
その他経費計	8,205,616		
事業費計		25,705,616	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,640,000		
法定福利費	2,960,000		
人件費計	4,600,000		
(2)その他経費			
会議費	16,000		
旅費交通費	25,000		
通信運搬費	380,000		
消耗品費	1,700,000		
水道光熱費	300,000		
諸会費	50,000		
支払手数料	10,000		
印刷費	50,000		
事務所費	1,320,000		
保険料	50,000		
租税公課	1,000,000		
諸謝金	792,000		
委託料	110,000		
交際費	10,000		
新聞図書費	20,000		
雑費	50,000		
その他経費計	5,883,000		
管理費計		10,483,000	
経常費用計			36,188,616
当期経常増減額			△ 929,000
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増加額			△ 1,000,000
前期繰越正味財産額			19,699,461
当期正味財産合計			18,699,461

活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
一般会員(個人)入会金	2,000		
一般会員(団体)入会金	0		
正会員(個人)受取会費	60,000		
正会員(団体)受取会費	95,000		
法人会員受取会費	1,600,000		
一般会員受取会費	66,000		
一般団体受取会費	33,000	1,856,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	4,800,000	4,800,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4 事業収益			
①アレルギー患者と家族、患者会などのグループ活動、自治体等のアレルギー諸施策などを支援する事業収益			
④アレルギー患者と家族、地域の災害対策の推進と災害時における救援事業収益			
アレルギーの会支援事業収益	800,000		
②アレルギー疾患などに関する科学的知識、生活情報など国民への普及啓発および交流事業収益			
講師派遣事業収益	3,010,000		
アレルギー大学事業収益	14,000,000		
食事指導事業収益	5,000,000		
③アレルギー疾患などの問題解決のための医療、食品、環境等に関する調査、研究およびその支援事業収益			
調査研究事業収益	500,000		
⑤アレルギー患者と家族の方ができるだけ安心して使用できる日常生活用品等の開発・普及、購入・販売等の事業収益			
物品販売事業収益	3,500,000	26,810,000	
5 その他収益			
受取利息	20,000		
雑収入	8,000	28,000	
経常収益計			33,494,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	17,800,000		
人件費計	17,800,000		
(2)その他経費			
期首商品棚卸高	1,000,000		
当期商品仕入高	2,550,000		
合計	3,550,000		
期末商品棚卸高	2,550,000		
売上原価	1,000,000		
助成金事業経費	0		
アレルギーの会支援事業経費	2,000,000		
講師派遣事業経費	400,000		
アレルギー大学事業経費	2,000,000		
調査研究事業経費	40,000		
物品販売事業経費	300,000		
食事指導事業経費	300,000		
その他経費計	6,040,000		
事業費計		23,840,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	1,700,000		
法定福利費	3,000,000		
人件費計	4,700,000		
(2)その他経費			
会議費	16,000		
旅費交通費	25,000		
通信運搬費	380,000		
消耗品費	700,000		
水道光熱費	300,000		
諸会費	50,000		
支払手数料	10,000		
印刷費	50,000		
事務所費	1,320,000		
保険料	50,000		
租税公課	1,000,000		
諸謝金	792,000		
委託料	110,000		
交際費	10,000		
新聞図書費	20,000		
雑費	50,000		
その他経費計	4,883,000		
管理費計		9,583,000	
経常費用計			33,423,000
当期経常増減額			71,000
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増加額			0
前期繰越正味財産額			18,699,461
当期正味財産合計			18,699,461